

真岡市水道事業検針票広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真岡市水道事業の財源確保及び地元企業等の活性化を図るため、真岡市水道事業者（以下「水道事業者」という。）が作製する使用水量・料金等のお知らせ（以下「検針票」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の基準)

第2条 検針票に掲載することができる広告は、次に定める各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類するもののうち青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 法令、条例若しくは規則に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの
- (4) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集及び消費者金融に関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、検針票に掲載する広告として適当でないと水道事業者が認めるもの

(広告の位置、掲載枠数、規格及び広告掲載料)

第3条 広告の位置、掲載枠数、規格及び広告掲載料の最低価格は、別

表のとおりとし、検針票の目的を妨げない限度において掲載するものとする。

- 2 広告掲載料は、当該広告掲載の申込みの際に、広告掲載の申込みをした者が提示した申込金額とする。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、水道事業者が別に定める期間とする。

（申込者の募集）

第5条 水道事業者は、インターネット上に公開している市ホームページ及び広報紙等により、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）を募集する。

（広告掲載の申込み）

第6条 申込者は、真岡市水道検針票裏面有料広告申込書（様式第1号。

以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告原稿の素案及び事業所の案内又は事業所の概要等が分かる書類を添付して、広告の掲載を募集する期間内に、水道事業者に提出しなければならない。

- 2 広告掲載の申込みに要した費用は、申込者の負担とする。

- 3 広告掲載の申込みは、1申込者につき1枠とする。ただし、水道事業者は、募集した枠数に申込み数が満たないときは、1申込者に複数枠の利用を認めるものとする。

（広告掲載等の決定等）

第7条 水道事業者は、申込書を受理したときは、第2条に規定する基準に基づき掲載の可否を決定し、真岡市水道検針票裏面有料広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により申込者に通知しなければならない。

2 第2条に規定する基準を満たす広告の申込みの件数が、掲載枠数を
超えたときは、検針票に掲載する広告であることを考慮し、地域性及
び公共性の高い内容の広告及び申込者を優先する。

3 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、申込金
額の高い順により決定するものとする。

4 水道事業者は、特に必要があると認めるときは、第14条に規定す
る真岡市水道事業広告審査委員会の意見を聴き、広告の掲載の可否を
決定する。

(広告掲載の順序)

第8条 広告掲載の順序は、申込金額の高い順により、検針票の上部か
ら掲載する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、第
3条に規定する規格により、広告主の負担で広告原稿を作成し、水道
事業者が指定した期日までに当該広告原稿の電子データを提出しなけ
ればならない。

2 水道事業者は、前項の規定により提出のあった広告原稿の内容が、
市民等に誤解を与えるおそれ等があると判断したときは、当該広告主
に対して広告原稿の内容の修正を求めることができる。

3 水道事業者は、前項の規定により広告原稿の修正を求めたにもかか
わらず、広告主がそれに応じない場合は、広告掲載の決定を取り消す
ことができる。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、水道事業者が発行する納入通知書により、指定す

る期日までに広告掲載料を納付しなければならない。この場合において、振込手数料は、広告主の負担とする。

（広告掲載の決定の取消し）

第 1 1 条 水道事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、広告掲載の決定を取り消す必要があると認められるとき。

（広告掲載料の返還）

第 1 2 条 広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責任等）

第 1 3 条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（真岡市水道事業広告審査委員会）

第 1 4 条 第 7 条第 4 項に基づく水道事業者の求めに応じ、広告の掲載に関する事項について審査するため、真岡市水道事業広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

(1) 上下水道部長

(2) 水道課長

(3) 下水道課長

(4) 水道課庶務係長

(5) 下水道課業務係長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には上下水道部長の職にある者を、副委員長には水道課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

7 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、その意見を聴くことができる。

9 委員長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないときは、委員に回議することにより委員会の審査に代えることができる。この場合においては、委員長又は副委員長の審査を経なければならない。

10 委員会の事務局は、上下水道部水道課に置く。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、水道事業者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

別表(第3条関係)

広告の位置	掲載枠数	規格	広告掲載料
検針票裏面	3	縦 30mm×横 68mm	1 枠につき 100,000 円以上